

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第20号

## 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第35条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第35条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第35条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「、「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。））」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」と」を削る。

付則第9条第3項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第10条第3項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

付則第12条第5項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

付則第13条第2項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第14条の2第2項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

付則第14条の4第2項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の区民税について適用し、平成20年度分までの区民税については、なお従前の例による。